

議案第 2 1 号

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正について

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市児童クラブの基本利用料を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

利用児童1人当たりの月額利用料表

基本利用料	土曜日利用料	夏季休業日利用料	延長利用料
7,000円	1,000円	7月 1,000円 8月 2,500円	1,000円

備考 土曜日利用、夏季休業日利用（北名古屋市立学校管理規則（平成18年北名古屋市教育委員会規則第7号）に規定する夏季休業日における児童クラブの利用をいう。）又は延長利用（午後6時30分を超える児童クラブの利用をいう。）をする場合は、基本利用料の額にそれぞれの利用料の額を加算して徴収する。

附則に次の2項を加える。

（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間における利用料の特例）

- 3 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間における児童クラブの利用料の算定についての別表第2の規定の適用については、基本利用料の欄中「7,000円」とあるのは、「第1学年 5,400円 第2学年 4,700円 第3学年から第6学年まで 4,000円」とする。

（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間における利用料の特例）

- 4 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間における児童クラブの利用料の算定についての別表第2の規定の適用については、基本利用料の欄中「7,000円」とあるのは、「第1学年 6,200円

第2学年 5,900円 第3学年から第6学年まで 5,500円」  
とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。